

## 定款変更の概要

件名	地方独立行政法人山梨県立病院機構定款の変更について
内 要	<p>1. 定款変更の必要性</p> <p>地方独立行政法人法が平成29年6月9日に改正され、平成30年4月1日（一部は平成32年4月1日）から施行されることとなった。</p> <p>今回の改正は、中期目標を基本としたPDCAサイクルにより実効的なものにするため、中期目標を達成するために法人が作成した中期計画の進捗状況の確認（実績評価）を知事が行うとともに、役員の在任期間も、知事の任期と均衡を図り、中期目標期間と一致させることとされた。</p> <p>また、法人は、毎年度、実績評価の結果の反映状況を公表しなければならないこととされた。</p> <p>その他、法人が業務の適正性を確保するため役員の責任、監事の権限及び会計監査人の権限が強化された。</p> <p>今回の法改正を受け、定款の記載事項である役員の任期を改正するとともに、役員の責任及び監事の権限について定款に記載する必要がある。</p> <p>2. 地方独立行政法人法改正の内容</p> <p>(1) 定款変更に関連する改正箇所</p> <p>(①, ②は役員の任期、③は役員の責任、④、⑤は監事の権限強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 理事長、副理事長及び理事の任期は、中期目標期間（3年以上5年以下）又は4年のいずれか長い期間内において定款で定める期間とする。</li> <li>② 役員の忠実義務、報告義務及び損害賠償責任が新たに規定された。</li> <li>③ 監事は必要に応じて、役員及び職員に対し事業等の報告を求め、法人の業務及び財産の状況について調査することができる。</li> <li>④ 監事は、法人が地方独立行政法人法、条例等（以下「法令等」という。）に基づき書類を提出しようとするときは、当該書類を審査しなければならない。</li> <li>⑤ 監事は、役員が不正の行為をし、またそのおそれがあると認めるときは理事長に報告するとともに、知事に報告しなければならない。</li> </ul> <p>(2) 定款変更に関連のない改正箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① これまで評価委員会が行っていた業務実績評価を知事が行う。</li> <li>② 中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度における中期目標期間の実績の見込みについて知事の評価を受ける。</li> <li>③ 会計監査人は、いつでも監事を除く役員及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。</li> <li>④ 会計監査人は、役員（監事を除く）が不正の行為をし、またそのおそれがあると認めるときは監事に報告しなければならない。</li> <li>⑤ 監事の任期は理事長の任期に対応して定める。</li> </ul>

	<p>3. 定款変更の内容</p> <p>(1) 理事長、副理事長及び理事の任期を4年とする。 ただし、平成30年4月1日に任命される者の任期は2年とする。</p> <p>(2) 役員の忠実義務、報告義務及び損害賠償責任についての規定を追加する。</p> <p>(3) 監事の権限が強化されたことに伴い、定款でその内容を明記する。</p> <p>4. その他</p> <p>平成32年4月1日から始まる第3期中期目標・中期計画期間は4年とする。</p> <p>※ 変更の内容については県と協議済みだが、今後県が総務省と定款変更の協議を行うため、字句の訂正等が考えられる。 確定した定款変更の内容については12月の理事会で改めて報告する。</p>
特 記 事 項	平成30年4月1日から施行する。ただし、2(1)②のうち、役員の損害賠償義務については、平成32年4月1日から施行する。

# 地方独立行政法人山梨県立病院機構 定款 新旧対照表（案）

改正後	改正前
目次	目次
<p>第1章 総則（第1条—第6条）</p> <p>第2章 組織及び業務</p> <p>第1節 役員及び職員（第7条—第15条）</p> <p>第2節 理事会（第16条—第19条）</p> <p>第3節 業務の範囲及びその執行（第20条—第22条）</p> <p>第3章 資本金等（第23条・第24条）</p> <p>第4章 雜則（第25条）</p> <p>附則</p>	<p>第1章 総則（第1条—第6条）</p> <p>第2章 組織及び業務</p> <p>第1節 役員及び職員（第7条—第11条）</p> <p>第2節 理事会（第12条—第15条）</p> <p>第3節 業務の範囲及びその執行（第16条—第18条）</p> <p>第3章 資本金等（第19条・第20条）</p> <p>第4章 雜則（第21条）</p> <p>附則</p>
<p>第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もつて県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）と称する。</p> <p>(設立団体)</p> <p>第3条 法人の設立団体は、山梨県とする。</p> <p>(事務所の所在地)</p> <p>第4条 法人は、事務所を甲府市に置く。</p> <p>(法人の種別)</p> <p>第5条 法人は、特定地方独立行政法人とする。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施することとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もつて県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）と称する。</p> <p>(設立団体)</p> <p>第3条 法人の設立団体は、山梨県とする。</p> <p>(事務所の所在地)</p> <p>第4条 法人は、事務所を甲府市に置く。</p> <p>(法人の種別)</p> <p>第5条 法人は、特定地方独立行政法人とする。</p>

改正後	改正前
<p>(公告の方法)</p> <p>第6条 法人の公告は、山梨県公報への登載又はインターネットの利用（以下「登載等」という。）により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により登載等ができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示することによってその登載等に代えることができる。</p> <p>第2章 組織及び業務 第1節 役員及び職員 (役員)</p> <p>第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。</p> <p>(役員の職務及び権限)</p> <p>第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が次員のときはその職務を行う。</p> <p>3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を行う。</p> <p>4 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、<u>山梨県知事</u>（以下「知事」という。）が規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。</p> <p>5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>6 監事は、法人が次に掲げる書類を知事に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。</p> <p>二 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他総務大臣が</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第6条 法人の公告は、山梨県公報への登載又はインターネットの利用（以下「登載等」という。）により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により登載等ができるときは、法人の事務所の掲示場に掲示することによってその登載等に代えることができる。</p> <p>第2章 組織及び業務 第1節 役員及び職員 (役員)</p> <p>第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。</p> <p>(役員の職務及び権限)</p> <p>第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が次員のときはその職務を行う。</p> <p>3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を行う。</p> <p>4 監事は、法人の業務を監査する。</p> <p>5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>6 監事は、法人が次に掲げる書類を知事に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。</p> <p>二 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他総務大臣が</p>

改正前の規定	改正後の規定
定める書類	
<p>二 その他知事が規則で定める書類</p> <p>7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるとときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。</p> <p>(監事の理事長等への報告義務)</p> <p>第9条 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるととき、又は法、他の法令、条例若しくは知事の定める規則若しくはこの定款に違反する事實若しくは著しく不当な事実があると認めるとときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、知事に報告しなければならない。</p>	<p>5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるとときは、理事長又は山梨県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができます。</p> <p>(役員の任命)</p> <p>第9条 理事長及び監事は、知事が任命する。</p> <p>2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第10条 理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。</p> <p>第11条 理事長、副理事長及び理事の任期は4年とする。ただし、補欠の役員（監事を除く。）の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 役員は、再任されることができる。</p> <p>(役員の忠実義務)</p> <p>第12条 役員は、その業務について、法、他の法令、条例及び知事の定める規則並びにこの定款、法、他の法令又は条例に基づいてする知事の处分並びに法人が定める業務方法書その他の規程を遵守し、法人のため忠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>(役員の報告義務)</p> <p>第13条 役員（監事を除く。）は、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。</p> <p>(役員の損害賠償責任)</p> <p>第14条 役員は、その任務を怠ったときは、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の責任は、知事の承認がなければ、免除することができない。</p> <p>(職員の任命等)</p> <p>第15条 職員は、理事長が任命する。</p> <p>2 職員の職の種類、職務及び任命その他の職員に関する事項については、法人の規程で定める。</p>	<p>(職員の任命等)</p> <p>第11条 職員は、理事長が任命する。</p> <p>2 職員の職の種類、職務及び任命その他の職員に関する事項については、法人の規程で定める。</p>
<p>第2節 理事会</p> <p>(設置及び構成)</p> <p>第16条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもつて構成する。</p> <p>(招集)</p> <p>第17条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、副理事長及び理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があつたときは、理事会を招集しなければならない。</p> <p>(議事)</p> <p>第18条 理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。</p> <p>2 議長は、理事会を主宰する。</p> <p>3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>4 理事会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>(権限)</p> <p>第19条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。</p> <p>(1) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項</p> <p>(2) 年度計画に関する事項</p> <p>(3) 予算の作成及び決算に関する事項</p> <p>(4) 病院の診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項</p> <p>(5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項</p>	<p>第2節 理事会</p> <p>(設置及び構成)</p> <p>第12条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもつて構成する。</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、副理事長及び理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があつたときは、理事会を招集しなければならない。</p> <p>(議事)</p> <p>第14条 理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。</p> <p>2 議長は、理事会を主宰する。</p> <p>3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>4 理事会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>(権限)</p> <p>第15条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。</p> <p>(1) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項</p> <p>(2) 年度計画に関する事項</p> <p>(3) 予算の作成及び決算に関する事項</p> <p>(4) 病院の診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項</p> <p>(5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項</p>

改正後	改正前
(6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める重要な事項	(6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める重要な事項
第3節 業務の範囲及びその執行 (病院の設置)	第3節 業務の範囲及びその執行 (病院の設置)
第20条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。	第16条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。
（業務の範囲）	（業務の範囲）
第21条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。	第17条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。
(1) 医療を提供すること。 (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。 (3) 医療に関する技術者の研修を行うこと。 (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。 (5) 災害時における医療救護を行うこと。 (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。	(1) 医療を提供すること。 (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。 (3) 医療に関する技術者の研修を行うこと。 (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。 (5) 災害時における医療救護を行うこと。 (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
（業務の執行）	（業務の執行）
第22条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。	第18条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるとところによる。
（資本金等）	（資本金等）
第23条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により山梨県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。	第19条 法人の資本金は、法第67条第1項の規定により山梨県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。
2 法第66条の2第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。	2 法第67条第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。
（残余財産の帰属）	（残余財産の帰属）

改正後	改正前
<p><u>第24条</u> 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は山梨県に帰属する。</p> <p>第4章 雜則 (委任)</p> <p><u>第25条</u> 法人の運営に必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるものほか、理事長が別に定める。</p>	<p><u>第20条</u> 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は山梨県に帰属する。</p> <p>第4章 雜則 (委任)</p> <p><u>第21条</u> 法人の運営に必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるものほか、理事長が別に定める。</p>
<p>附 則</p> <p>この定款は、法人の成立の日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この定款は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第14条の規定(は)平成32年4月1日から施行する。 (役員の任期に係る経過措置)</p> <p>2 第11条第1項の規定にかかわらず、平成30年4月1日に任命された理事長、副理事長及び理事の任期は2年とする。</p>	<p>附 則</p> <p>この定款は、法人の成立の日から施行する。</p>